

第十一條

幹事は組合員十名に對し一名を對して選出し理事は幹事申より幹事三名に對し一名の對して選出し幹事會は選出す
但し選出比例は四捨五入にして過半数にして三十名を缺くるに至らざる時と
或も理事一名を選出するものとす

第十二條

會計は理事會にて選出し各機關に出席して議權を有するものとす

第十三條

本文部は本部統制の下に救済部事業部を設く
但し本部の實施につきは別に細則を定む

附 則

第十四條

一般執行統制に關する事項は本部規約及執行細則に準ぶるものとす

第十五條

本規約は昭和 年 月 日より其の効力を發生す 以上

共済部設置促進に關する件

主 文

才二 岩鹿子部 支部 一 部

組合は組合員相互の親睦を計るために速かに共済部を確立すべし

理 由

吾等は昭和五年年度大會に於て共済部を設置すべき決定をしたが各方面に有する
古來よりの風習に依りて確立を見る事か出来なかつた
然し吾等の所成は組合であり生命の保管所は労働組合だ其の労働組合に相互の
共済共榮の支拂亦きは羅針盤を失ひたる船に等しくレールなき汽車に等しい宣
しく速時共済部の設置をなすべし

各支部より 実行方法
特別委員に二名

高山久道

統制委員會設置に關する件

主 文

本組合の決議執行其他一般方針に關する完全を期する爲の本年度より統制委
員會を設置せられたし